

日 絹 月 報

平成 21 年 9 月号 第 390 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 平成 22 年度中小企業関係予算要求の概要
2. JFW ジャパン・クリエーション 2010 AW ご案内
3. 生糸の関税割当申請(二次募集)並びに実績報告書提出について
4. 平成 21 年度織布運転技能審査試験の募集について
5. 第 37 回繊維通商問題研究会開催について

◇ 平成 22 年度中小企業関係予算要求の概要 ◇

経済産業省は 8 月 20 日に平成 22 年度予算の概算要求額を発表したが、そのうち、中小企業関係予算(中小企業庁概算要求額)は 1,603 億円(対前年比+299 億円)を計上した。(以下、○は柱書きに関連する予算重点項目、◇はそれ以外の予算重点項目、●は財投関連)

1. 景況悪化に対する中小企業対策

かつてない景況悪化の中で、売上減少、収益圧迫、資金繰りの悪化と中小・小規模企業を巡る状況は、厳しさを増している。こうした中で、一件でも倒産を増やさないことで、中小・小規模企業の事業継続・雇用を守るよう、資金繰り対策に万全を期す。

(1) セーフティネット貸付等の万全な実施

22 年度：220 億円(21 年度予算：150 億円)

○日本政策金融公庫の経営基盤の強化 220 億円(150 億円)

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等を整備。

●セーフティネット貸付(日本政策金融公庫) 財投 1 兆 4,000 億円の内数

(2) 緊急保証制度等の万全な実施

22 年度：102 億円(21 年度予算：56 億円)

○セーフティネット保証の積極的活用 60 億円(14 億円)

○信用保証協会の経営基盤の強化 42 億円(42 億円)

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会の経営基盤を強化し、

資金供給業務を円滑に行う環境等を整備。

2. 中小企業の経営力の向上

中小・小規模企業が厳しい環境変化に適応し、事業・取引の適正化による、経営力向上が図れるよう、事業再生・事業承継の円滑化や、相談体制等の環境整備を図る。また、特に景気悪化のしわ寄せが及びやすい下請中小企業に対しては、親企業による買いたたきや過剰な値下げ要請などを防ぎ、正当な利益を守っていくため、下請代金支払遅延等防止法の運用強化や、相談体制の拡充等の対策を講じていく。

(3) 事業再生・転業支援 22年度：116億円（21年度予算：106億円）

○中小企業再生支援協議会事業 50億円（45億円）

企業再生の専門家が、再生を検討する中小企業の個別相談に応じるとともに、再生計画の策定の支援を行う。

○経営力向上・事業承継等支援体制構築事業

（地域力連携拠点・事業承継支援センターの整備） 60億円（55億円）

地域中小企業の経営力向上を図るため、様々な経営課題に対し専門家の派遣やビジネスマッチングを通じ、ワンストップで解決を図る経営支援サービスを展開する。

○事業承継円滑化支援事業 6億円（6億円）

事業承継支援センターをサポートする事業承継コーディネーターを、引き続き、全国各地に配置するとともに、全国規模での経営統合・事業承継を促進するためのマッチングデータベースの充実を図る。

◇中小企業総合経営支援事業 49億円（48億円）

中小企業基盤機構が、地域力連携拠点を中心とした全国の支援機関との多様な連携を図りながら、各支援機関からの要望や高度な支援ニーズに基づき、専門家派遣等による販路開拓支援や全国規模で実施する商談会などの直接支援等を実施する。

◇新現役チャレンジ支援事業 16億円（16億円）

自らのもつ豊富な経験・ノウハウ等を地域や中小企業支援に活用しようという「新現役」人材をデータベースに登録するとともに、多様な各地域・中小企業のニーズとのマッチングを全国規模で実施する。

◇創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾） 13億円（13億円）

小規模事業者の新規開業や新事業展開を支援するため、起業や経営革新を行おうとする者を対象にビジネスセミナーを実施する。

(4) 下請取引の適正化の推進 22年度：7億円（21年度予算：7億円）

○下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用等

下請代金支払遅延等防止法に基づく親事業者及び下請事業者に対する書面調査や立入検査を強化することで、同法違反行為への厳正な対応に努める。その上で、禁止行為に該当する場合やおそれがある場合、親事業者に対し警告文書発出、改善指導措置等を行い、減額した下請代金を返還させるとともに、再発防止策を講じさせる。特に、

悪質な違反行為が認められた場合には、同法に基づき、公正取引委員会に措置請求を行い、企業名を公表する。

- 中小企業取引適正化対策事業 (下請かけこみ寺の整備) 7億円(7億円)
全国48箇所に設置した下請かけこみ寺において、中小企業からの取引に関する相談対応(無料弁護士相談を含む)や裁判外紛争解決手続(ADR)を行うとともに、下請ガイドラインの普及啓発等を実施する。

3. 中小企業の新分野への進出支援

経済危機の「後」を見据え、新しい需要を創出するため、中小・小規模企業の仕事を創るとともに、魅力を発信すること等を通じ、新たな分野に挑戦する中小・小規模企業の支援を図る。また、中小・小規模企業の省エネ対策を支援する。

- ◇中小企業海外展開支援事業(JETRO事業) 31億円(26億円)
海外への投資や販路開拓などの国際化を指向する中小企業に向けて、輸出拡大、知的財産保護、ミッション派遣、情報収集・提供等の支援を通じ、中小企業の国際競争力の強化と国内経営基盤の強化を図る。

(5) 国内外への販路開拓支援 22年度:49億円(21年度予算:33億円)

- JAPANブランド戦略展開支援事業 18億円(12億円)
地域産品の輸出を促進するため、地域産品のブランド確立を目指し、地域の小規模事業者と輸出産品プロデューサー等が一丸となって、ブランド発展への支援を行う。また海外見本市への出展やバイヤーとのマッチングを行う。

- 市場志向型ハンズオン支援事業 29億円(21億円)
農商工等連携や地域資源活用等による新商品・新サービスの開発に取り組む中小・小規模企業者等に対し、マーケティング等に精通した専門家が、事業計画作成、市場調査、商品企画においてアドバイスなどの支援を行うとともに、開発された新商品等の販路開拓の支援を実施する。

- 着地型地域中小・小規模企業支援事業 2億円(新規)
地域の産品、観光資源等の「価値」の源泉となる地域の自然、歴史、文化等の魅力を体験できるイベント等を束ねて企画、実施する取組を支援する。

- ◇新事業活動促進支援事業 65億円(60億円)
地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」や、各地域の強みである「地域資源」を活用することによる、中小企業者等の新商品・新サービスの開発等を支援する。

- ◇小規模事業者新事業全国展開支援事業(地域資源∞全国展開プロジェクト)24億円(25億円)

小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所が事業者と協力して進める、特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓等の事業を支援する。

◇中小企業海外展開支援事業（JETRO事業） 31億円（26億円）

海外への投資や販路開拓などの国際化を指向する中小企業に向けて、輸出拡大、知的財産保護、ミッション派遣、情報収集・提供等の支援を通じ、中小企業の国際競争力の強化と国内経営基盤の強化を図る。

（6）ものづくり技術力の維持・強化

22年度：157億円（21年度予算：56億円）

○戦略的基盤技術高度化支援事業 54億円（54億円）

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、「特定ものづくり基盤技術」の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発などに取り組む中小企業を支援する。

○ものづくり中小企業製品開発等支援事業 100億円（新規）

ものづくり中小企業が行う「特定ものづくり基盤技術」を活用した試作品開発とその成果に係る販路開拓等への取組を支援する。

○川上・川下ネットワーク構築支援事業 3億円（2億円）

ものづくり基盤技術を担う川上の中小・小規模企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の連携・すりあわせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場やマッチングの機会を創出する。

◇SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業 5億円（5億円）

国として解決すべき優先度が高く、かつ国の機関等による調達ニーズがある技術課題に係るテーマについて公募を行い、中小・ベンチャー企業が調査を行うとともに、当該調査の結果を踏まえ絞り込まれた研究開発を実施する。

（7）低炭素型社会への対応 22年度：28億円（21年度予算：21億円）

○省エネルギー導入支援 13億円（13億円）【エネルギー特会】

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における省エネ対策を促進するため、専門員等による省エネ技術・設備の導入に関する診断事業、説明会開催等の取組を行う。

○「国内クレジット制度」による排出削減対策支援等 15億円（8億円）

国内クレジット制度の着実な実施を図るため、制度運営にかかる事業を行うとともに、制度の利用が期待される中小企業等を対象に、省エネ無料診断を含んだ排出削減事業計画の無料作成支援、審査費用支援等を内容としたソフト支援の充実を図る。

4. 地域コミュニティを担う商店街の活性化

商品やサービスを提供し消費を牽引するとともに、イベントや地域住民交流等、場の提供などに大きな役割を果たしている商店街を地域コミュニティの担い手と位置付けて、少子・高齢化、安全・安心、環境等の社会的課題に対応する商店街の取組を支援し、その活性化を図る。

(8) 社会活動に対応した商店街の取組支援

22年度：49億円（21年度予算：42億円）

○中小商業活力向上支援事業 49億円（42億円）

商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、環境等の社会的課題に対応する商業活性化の取組を支援する。

◇戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

70億円（58億円）

中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設置・運営等を支援する

◇JFWジャパン・クリエーション2010AWのご案内◇

JFWジャパン・クリエーション2010A/Wが、下記のとおり10月7日(水)～9日(金)の3日間、東京ビッグサイトにおいて開催されます。

日絹工業会は、昨年に引き続き2回目の出展となりますが、今回は、出展企業の募集を結果、6産地43の企業と企業グループが参加することになりました。今年の日絹ブースは、展示スペースを360㎡確保し、斬新なデザインのパビリオン形式にしましたので、昨年より集客効果が期待できるものと確信しております。

是非ご来場いただきますようご案内申し上げます。なお、本会から9月10日付第〇〇号にてご案内(招待状)を各組合に送付しております。

[開催日] 2009年10月7日(水)・8日(木)・9日(金) 3日間

[時間] 10:00～18:00(最終日のみ17:00まで)

[会場] 東京ビッグサイト 西1・2ホール

[日絹ブース番号] C-20(プロモーションゾーン)

会場内正面のトレンド&インデックスコーナーの左隣り。

詳細(出展者企業等)についてはJFW-JCのホームページをご覧ください。

<http://www.japancreation.com/index.html>

◇ 生系の関税割当申請(二次募集)並びに実績報告書提出について ◇

1. 関税割当の二次募集について

農林水産省は平成21年度の関税割当に残量(生系換算で5,000俵相当)が生じたため、20国際第1241号関税割当公表第54号の規定により、平成21年度の繭及び生系の関税割当申請(二次申請)を受け付けます。

生系の関税割当申請者の資格を有する者(絹織物業者若しくはその組合団体)にあって、割当を希望する場合は、本会関係では既に通知した「平成21年度関税割当制度の申請

手続き（二次募集）について」（8月20日付21絹人織工連発第30号）を参照の上、10月1日（水）までに本会に申請書の提出を行ってください。

2. 実績報告書提出について

また、同規定により平成21年度上半期（4月～9月）の実績報告書の提出を行うことになっています。

については、本年4月に関税割当を受けた者は「平成21年度関税割当実績報告書の提出について」（8月25日付21絹人織工連発第31号）を参照の上、10月7日までに本会に実績報告書の提出を行ってください。

◇ 平成21年度織布運転技能審査試験の募集について ◇

本会は、平成21年度織布運転技能審査試験の募集を、平成21年8月3日付21絹人織工連発第29号「平成21年度織布運転の技能審査試験の募集について」において募集案内を行った。その結果本会関係では、準備工程4名（整経1名、糊付け3名）、製織工程19名（A J L 3名、W J L 14名、レピア2名）の申し込みがあった。技能審査試験の概要については以下の通り。

1. 対 象

「準備工程」「製織工程」「仕上工程」の運転業務に従事する者の有する技能で、受験資格は、1級が勤続2年以上、2級が勤続1年以上。

受験対象工程は、「準備工程」は整経、糊付から、また、「製織工程」は有杼織機、エアジェット式織機、ウォータージェット式織機、レピア式織機、グリッパー式織機から選択。

◎ 合格者に対する称号

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 1級織布運転技士（準備工程） | ・ 2級織布運転技士（準備工程） |
| ・ 1級織布運転技士（製織工程） | ・ 2級織布運転技士（製織工程） |
| ・ 1級織布運転技士（仕上工程） | ・ 2級織布運転技士（仕上工程） |

2. 試験内容

(1) 学科（筆記）試験

学科試験は一般知識と専門知識に大別。

(a) 一般知識

繊維産業に従事する者にとっての基本知識で、範囲は以下のとおり。

- ①繊維の種類と特徴 ②紡績の基本原理と糸の種類及び特徴 ③製織の基本
原理と布の種類及び特徴 ④統計的なものの考え方と工程管理 ⑤安全と衛生

(b) 専門知識

- ① 機械の構造と作用（付属装置も含む） ②諸計算 ③試験・検査 ④運転

管理の心得、標準動作の手順

(2) 実技試験

		1 級	2 級
準備工程	1 2 3 4	始業作業 運転作業 ビーム交換作業 異常時の処理判断	始業作業 運転作業 ビーム交換作業 異常時の処理判断
製織工程	1 2 3 4 5	経糸継ぎ作業 緯糸継ぎ作業 切卸及び運搬作業 機台の見回り作業 異常時の処理判断	機台の始業及び停止作業 経糸継ぎ作業 緯糸継ぎ作業 機台の見回り作業 異常時の処理判断
仕上工程	1 2 3 4	始業作業 検査作業 格付け作業 異常時の処理判断	始業作業 検査作業 格付け作業 異常時の処理判断

なお、既に学科（筆記）試験又は実技試験の合格者で本年度受験する者は、申請の際「一部合格証明書」のコピーを添付すれば、一部合格している学科試験又は実技試験が免除される。受験料は、1級、2級ともに学科（筆記）試験5千円、実技試験1万5千円。試験実施の日時及び場所については平成21年10月5日～11月30日で学科試験は県ごとに、実技試験は勤務先工場で実施する予定。

◇ 純国産絹マーク管理規程等の一部改正について ◇

社団法人日本絹業協会は9月9日付けで純国産絹マークに係る管理規程等の改正を行った。従来純国産絹マークの表示の対象絹製品の範囲については、和装品及び洋装品に限定されていたが、改正後は、寝具寝装品を純国産絹マークの表示の対象となる。

また、帯及び帯締については、伝統的に金糸、銀糸等の絹以外の繊維等を使用することにより、絹製品としての価値を高めてきた経緯があり、かつ、国産生糸を使用する帯及び帯締めについては、5パーセントを超えて使用する場合が多く、純国産絹マークの対象絹製品にならないことから、新たに純国産絹マーク特例管理規程を制定し、絹使用部分については純国産絹マークの表示の対象とした。

純国産絹マーク特例管理規程は以下の通り。

第1条 純国産絹マーク(以下「マーク」という。)は、絹以外の繊維を重量比率で5パ

一セント(重量の比率で算出する。以下同じ。)を超えて用いた帯及び帯締のうち、第2条に掲げる要件のすべてを満たす帯又は帯締であって、社団法人日本絹業協会が認めるものについてもマークの表示対象とすることができる。

この場合、マークの表示対象となる帯及び帯締にあつては、マークの図柄中の「純国産」の文字の直下に、「絹使用部分」という黒色の文字を加えて表示するものとする。

第2条 マークの表示対象とすることができる絹以外の繊維を5パーセントを超えて用いた帯及び帯締は、※絹以外の繊維の使用によって帯及び帯締の価値が著しく増加するもので、かつ、次の要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 帯及び帯締全体に占める絹使用部分の割合が70パーセント以上であるものであること。

(2) 帯及び帯締において使用される絹が、すべて、国産の繭から操糸された生糸(紬糸等を含む。)を用い、かつ、国内で染織(製編)されたものであること。

(3) 純国産絹マーク管理規程第3条の(2)に該当するものであること。

(蚕糸業と絹業の提携によって開発された生産履歴が明確な製品で国産の繭又は生糸の特徴又は希少性が活かされていること)

上記※における絹以外の繊維の使用によって帯及び帯締の価値が著しく増加するものとして使用する、いわゆる金銀糸平箔等については、次のいずれかに該当するものに限るものとする。

1. 和紙等をベースに、プラチナ、金又は銀を箔押又は蒸着させたもの(撚り糸であるかスリット糸であるかは問わない。)
2. ポリエステル等のフィルムベースにプラチナ又は金を蒸着させたもの(和紙等での裏貼りの有無は問わない。また、撚り糸であるかスリット糸であるかは問わない。)
3. ポリエステル等のフィルムベースに銀を蒸着させたもののうち、和紙等で裏貼りしたもの(撚り糸であるかスリット糸であるかは問わない。)
4. 帯及び帯締の価値を高めると認められているソフトリボン箔
5. 繊維(絹であるか否かは問わない。)に直接銀蒸着し、合成塗料でコーティングしたもの
6. うるし糸(芯の素材を問わない。)

なお、本件についての問い合わせ先は以下のとおり。

社団法人日本絹業協会

東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館

(電話03-3214-1691)

◇ 繊維製品の品質表示規程の改正について ◇

繊維製品品質表示規程の改正が行われ、8月28日付(経済産業省告示第274号)で公布された。

現行の繊維製品品質表示規程については平成9年10月に制定された後、平成12年と平成18年に一部改正されたが、その後、繊維製品を取り巻く環境変化や使用実態との乖離等を踏まえて今回、改正が行われた。

主な改正点は、①特殊な表示方法(列記表示の対象品目)の見直し、②混用率の許容範囲の見直し、等などで、平成22年9月1日から施行される。

(詳細は21絹人織工連発第35号で通知済み)

◇ 第37回繊維通商問題研究会の開催 ◇

第37回繊維通商問題研究会は経済産業省通商政策局通商機構部高科参事官、製造産業局間宮繊維課長、高木通商室長、橋詰課長補佐等の出席を得て9月14日(月)に銀座フェニックスプラザで開催された。

委員会は下村会長の挨拶に次いで、新たに日本繊維産業連盟の副会長・事務総長に就任の小川恒弘の紹介と同氏の挨拶の後、(1)日本の繊維貿易の現況、(2)最近の通商問題全般、(3)最近のEPA交渉の状況と課題、(4)EPA協力、(5)日中知的財産権保護推進WGの結果報告、(6)輸出拡大のためのタスクフォース検討、について説明と検討が行われた。主な説明・検討内容は以下の通り

日本の繊維貿易の現況に関しては、事務局から昨年と本年1～7月期における輸出入全般の動向と地域・国別輸出入動向についての資料説明があったが、昨年来の円高に影響で輸出、輸入額は前年比を下回って推移している中、特に今年1～7月の輸出(円ベース)は前年同期比29%と大幅な減少が余儀なくされている。一方、輸入(円ベース)は10%の減少であったが、ドルベースでの輸出入額は前年比それぞれ21%減、1%減であった。なお、輸入については、中国の減少率は全体の減少率より小さかったため、輸入構成比はむしろ上昇している。

また、WTO交渉の状況については通商機構部高科参事官からNAMA(非農産品市場アクセス)交渉についての基本構図や合意までの手続きに関する説明があり、繊維課通商室担当官からは最近のEPA交渉の状況と課題としてインド、ペルー、フィリピン等との交渉状況の説明と、EPA協力に関するベトナム、インドネシア、タイ向けの協力状況が報告された。

日中知的財産権保護推進WGの結果報告では、去る8月25日に中国上海市で開催されたWGで議題となった両国の繊維産業の現状と課題に関する意見交換と、「日中知的財産権保護に関する覚書」の執行に関する議論の内容等が紹介された。

最後に、(6) 輸出拡大のためのタスクフォース検討技術流失問題では、①「不正競争防止法の一部を改正する法律(平成21年4月30日法律第30号)」についての概要や問題点についての説明と、②日本繊維輸入組合が日本製織物の模倣防止のための中国市場調査を中小企業基盤整備機構の委託調査事業により着手したことの報告があった。

また、輸出市場の開拓や海外展示への効率的な助成のあり方、海外進出・展開事業の実態調査など、輸出拡大のためのタスクフォース検討案の紹介・了解があった。

なお、次回開催は11月中旬予定で検討中である。

◇ 日・ベトナム経済連携協定の発効について ◇

平成21年8月25日の閣議決定を受けて、「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との協定(日・ベトナム経済連携協定)」の効力の発効に関する外交上の公文の交換が翌8月26日にハノイ(ベトナム)で行われた。

同協定は、8月28日に条約第8号として官報に公布され、本年10月1日に効力を生ずる。

この協定は、ベトナムとの間の経済上の連携を図るため、物品貿易の自由化及び円滑化、知的財産権の保護をはじめ、広範な分野について定めたもので、我が国にとり、既に発効しているシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピンとの経済連携協定、また9月1日に発効したスイスとの経済連携協定に続き11番目の経済連携協定になる。

なお、協定発効後に我が国がベトナムから輸入する絹織物や合繊織物等繊維製品の関税率は、効力発生日(10月1日)から即時撤廃される。

ただし、繭と野蚕でない生糸(家蚕生糸)については、関税に係る約束の対象から除外された。

◇消費生活用製品等による事故等に関する情報提供について◇

平成21年9月1日に消費者庁が設立されるとともに、改正消費生活用製品安全法が施行された。これにより消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号、以下「消安法」という。)に基づき、報告が義務付けられている重大製品事故情報については、これまでの経済産業省から消費者庁が受け付けと公表を行うことになる。

また、報告された重大製品事故の安全性に関する技術上の調査は、消費者庁と経済産業省が共同して行うこととなり、これまで同様、独立行政法人製品技術評価基盤機構(NITE)が調査を行う。

なお、消費者に係る事故等に関しては、社会からの関心の高まりがあり、消費者庁、消費者委員会の設置に伴い、事故を起こした事業者等は直接的な消費者委員会からの指

摘に対するきめ細かな対応が要求される。

なお、本件についての問い合わせ先は、以下のとおり。

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

(電話03-3501-1707)

動 向

- 8月20日 第17回東京ファイバー実行委員会
- 9月 2日 第18回東京ファイバー実行委員会
- 10日 純国産絹マーク審査員会
- 14日 日本繊維産業会議合同幹事会
- 同日 日本染織博覧会第2回実行委員会
- 同日 第37回繊維通商問題研究会
- 15日 日インドネシア産業協力WG
- 16日 蚕糸絹業情報連絡会

今後の会議予定

- ☆ 第5回日韓繊維FTA推進WG
9月28日(月)12時 於 韓国ソウル
- ☆ 当会絹織物部会・化合織物部会・専門委員会合同会議
10月 7日(水)12時 於 東京ビッグサイト
- ☆ 繊維産業流通構造改革推進協議会 第10回経営トップ合同会議
10月 29日(木)14時 於 東京TFTビル

イベント

- ☆ テックスワールド・パリ2009
9月14日(月)~17日(木)10時~18時(17日は16時30分まで)
会場:パリ・ル・ブルジェ見本市会場
- ☆ K i b i s o展(鶴岡シルク)
9月17日(木)~19日(土)10時~17時
会場:青山 RIN
- ☆ TOKYO FIBER09-SENSEWARE展

9月18日(金)～27日(日) 11時～20時

(前日の17日は16時から関係者による内覧会)

会場：21_21DESIGN SIGHT (東京ミッド・ガーデン)

☆ TOCHIO TEXTILE COLLECTION`10

10月6日(火)～7日(水) 10時30分～18時(7日は16時30分まで)

会場：表参道・新潟館(ネスパス)

☆ JFW-ジャパクリエーション2010AW

10月7日(水)～9日(金) 10時～18時(9日は17時まで)

会場：東京ビッグサイト西1・2ホール

☆ 五泉ファッションフェアIN東京

10月15日(木)～16日(金) 9時30分～16時30分(16日は16時まで)

会場：日本橋プラザビル

☆ 丹後きものまつりIN天橋立

10月18日(日) 12時より

会場：天橋立ホテル

☆ インターテキスタイル上海-アパレルフェアブリック

10月21日(水)～23日(金)

会場：上海新国際博覧センター

☆ 日本染織文化博覧会

10月21日(水)～28日(水)

会場：日本橋高島屋、日本橋三越本店、日本橋プラザなど日本橋界限周辺エリア

☆ きものサミットIN京都

10月29日(木) 11時30分～13時

会場：西陣織会館 3階ホール